

平成 30 年 7 月 23 日（月）

本日、比較法国際アカデミー第 20 回国際会議の開会式に、国の内外から参加された多くの皆様とともに出席できましたことを、誠に嬉しく思います。

比較法国際アカデミーは、1932 年に第 1 回国際会議を開催し、1950 年から 4 年に 1 度国際会議を開催していると伺っておりますが、20 回目を迎える本会議が、国際交流の長い歴史を持つ都市、ここ福岡で開催されることを喜ばしく思います。

我が国は 150 年前の 1868 年に新政府が樹立され、近代国家に向けた第一歩を踏み出しました。その中で、近代化の最も重要な柱の一つは、西洋諸国と比肩しうる法制度を導入することでした。そして、近代化の歩みを始めてから 30 年ほどの間に、我が国は、主要法典を編纂しました。明治天皇の命により、広く海外各国の立憲制度を検討して起草された明治時代の憲法は、西洋以外の国で施行された憲法としては最も初期のものの一つです。また、日本民法典は、22 の国と地域の法制度の広範な調査の上で、編纂されました。これらは、真に比較法の成果と言えましょう。

今回の会議においては、40 を超えるセッションに分かれて多くの課題について議論がなされ、ビッグデータ、人工知能、自動運転などのニューテクノロジーとイノベーションから生じる法的課題についても、意見交換が行われると伺っております。このように、各国の法制度を比較する手法を用い、世界中の専門家の智慧を集め、現代的諸問題の解決を図っていくことは大変意義深いことと考えます。

終わりに、この会議が皆様にとって実り多きものになるとともに、比較法国際アカデミーが、その役割を十分に果たし、世界における社会の発展の鍵となる課題解決への道筋を示されることを祈念し、式典に寄せる言葉といたします。